

# 指定管理施設の管理運営評価表(評価対象年度:令和4年度)

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域住民課
評価対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
評価対象年度指定管理料	13,752,037 円

## 1.施設の概要等

施設の概要	名称	松阪市飯高高齢者生活福祉センター
	所在地	松阪市飯高町富永72番地1
	設置目的	高齢者及び住民の福祉を増進するため設置する。
	設備の概要	敷地面積 3,245.6㎡ 施設の内容 鉄骨造り・一部二階建て(車庫・物置含む)延床面積1,214.94㎡ 事務室、養護室、居室(9室)、健康教育指導室、相談検診室、介護者教室、厨房、食堂、教養娯楽コーナー、機能回復訓練コーナー、介護機器コーナー、特殊浴室、一般浴室、その他、2階会議室、車庫、物置

## 2.指定管理者の概要等

指定管理者	名称	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
	所在地	松阪市殿町1563番地
指定管理業務の内容	<p>(1)飯高高齢者生活福祉センターの次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高齢者介護機能の推進に関する業務</li> <li>イ 高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業</li> <li>ウ 高齢者の生活、健康等の相談事業</li> <li>エ 高齢者の生きがいを高める事業</li> <li>オ 社会福祉関係団体の指導育成事業</li> <li>カ 高齢者の福祉増進事業</li> </ul> <p>(2)飯高高齢者生活福祉センターの利用の許可に関すること。</p> <p>(3)飯高高齢者生活福祉センターの利用料金に関すること。</p> <p>(4)飯高高齢者生活福祉センターの維持管理に関すること。</p> <p>(5)前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く飯高高齢者生活福祉センターの管理に関すること。</p>	
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	<p>○入居者:4月(4)5月(4)6月(3)7月(3)8月(3)9月(3)10月(3)11月(3)12月(3)1月(3)2月(3)3月(3) 延べ38名</p> <p>○稼動日数 365日 生活援助員により管理運営</p> <p>○会議室等貸館:178件【延べ利用者897名】※リモート会議等含む</p>
	サービスの質の向上	<p>入居者の相談だけでなく、通院や生活全般に対して柔軟に対応を行った。自主事業も開催し、地域での交流や高齢者(認知症)に対する理解を深めた。設備の故障(給湯管水漏れ)があったが、サービスの質の低下を最小限にとどめられるように対応した。</p> <p>コロナ感染対策については県や市の指針に則り、対応を行った。</p>
	施設・設備等の維持管理	<p>施設設備の維持管理を行うため、施設の清掃業務、空調機保守、電気保安業務、消防設備、ろ過装置、浄化槽、事務機器保守等の点検業務を行なっている。</p> <p>修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月:非常放送用バッテリー交換及び放送設備</li> <li>・6月:灯油タンク塗装</li> <li>・8月:電話回線(落雷により故障)</li> <li>・11月:居室IHコンロ交換、屋上防水施工、トイレ洋式化及び自動水洗、居室小型温水器設置</li> <li>・1月:排煙換気窓ワイヤー修理</li> <li>・2月:浴槽水漏れコーキング打設</li> <li>・3月:火災通報装置、浴槽コーキング打設、給湯配管交換</li> </ul>
指定期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日	

(単位:円)

	事業計画	事業収支実績			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収支推計	収入				
	指定管理料	13,752,000	13,627,018	13,752,037	13,752,037
	利用料	600,000	1,304,154	1,324,830	721,650
	繰入金	0	0	0	114,249
	雑収入	0	0	0	0
	計(A)	14,352,000	14,931,172	15,076,867	14,587,936
支出	人件費	8,491,000	9,132,549	9,353,893	8,401,469
	事務費	25,000	585,442	13,819	17,169
	事業費	5,836,000	5,213,181	5,709,155	6,169,298
	繰入金支出				
	計(B)	14,352,000	14,931,172	15,076,867	14,587,936
収支差引額(A)-(B)		0	0	0	0

### 3.指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	B	5	B
	②施設設置目的の達成度	4		4	
	③利用者数	3		3	
	④運営状況	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		5	
	⑥意思疎通	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	4		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	4	B	4	B
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	3		3	
	⑤非常時・緊急時の対応	4		4	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	4		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	5		5	
	③修繕業務	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	5		5	
	⑤清掃業務	5		5	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

#### 4.総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p><b>【努力した点・成果等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者のコロナ感染時は体調変化に柔軟に対応し、介護保険サービスも利用しながら感染拡大防止に努めた。また、体調の急変や緊急時はご家族と連絡を密に取り受診対応や状態報告を行った。</li> <li>・安心して生活していただけるよう状況に合わせてご家族・事業所と連絡を取り対応している。必要に応じた介護保険等のサービス利用に繋がっている。</li> <li>・入居者の通院や買い物等、要望に極力対応している。</li> <li>・コロナ禍により面会の中止も余儀なくされたが、入居者・ご家族への連絡や要望は可能な限り対応を行った。</li> <li>・3月には花見ドライブを行い、非常に好評だった。</li> <li>・経年劣化により修繕箇所は多いが、修繕は迅速に対応している。</li> </ul>	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <p>館内で新型コロナウイルス感染があったが、早急で適切な対応で感染の蔓延を最小限にとどめることができた。また、入居者に対しても丁寧な対応がなされている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が昨年より3名と少ない状態が続いている。包括支援センターや民生委員に引き続き入居希望者の紹介を依頼しているが利用に繋がらない状況である。本来の施設目的が記された施設カルテを基に周知を行っていききたい。</li> <li>・水光熱費をはじめ物価が上昇しているため、職員間で意識共有しながら業務を遂行していききたい。</li> <li>・多世代にわたり地域の交流や知識を深めるような自主事業を定期的開催していく。</li> </ul>	<p><b>【指導すべき点】</b></p> <p>入居者が3月末現在で3人となっている。各所に周知を図り、入居者の確保に努められたい。 また、施設が老朽化しているため、修繕箇所が多くなっている。適切な施設維持管理にも努められたい。</p>
<p><b>【所属長意見(今後の方向性等)】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染予防については次年度5月より5類へ引き下げとなることから面会等についても県・市の指針に沿った対策を進められたい。 大規模修繕に関しては計画的に実施していく必要があるが、経年劣化による突発的な修繕箇所も発生しているため、定期点検を行い適切な対応をしていただきたい。 次年度は指定管理期間の最終年度を迎える。今後も「高齢者及び住民の福祉を増進する」ことを念頭に、各部署と連携を図りながら、高齢者生活福祉センターの運営に努めていただきたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる